

改正	昭和50年3月22日条例第10号	昭和52年3月18日条例第5号
	昭和53年7月20日条例第22号	昭和56年9月30日条例第30号
	昭和57年12月27日条例第28号	昭和62年3月24日条例第5号
	平成3年12月18日条例第33号	平成11年12月24日条例第36号
	平成23年12月26日条例第17号3	

第5章 災害見舞金の支給

（災害見舞金の支給）

第16条 市長は、市内において災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。）又は火災（以下「災害等」という。）による被害を受けた世帯で、その当時市内に住所を有する者の属するもの（以下「被災世帯」という。）が、その災害等により次に掲げる被害を受けたときは、その世帯主（第1号に掲げる者が世帯主である場合は、その者の葬祭を行う者）に対し、災害見舞金の支給を行うものとする。

- （1）被災世帯に属する者の死亡
- （2）被災世帯に属する者の1週間以上の入院加療を要する負傷
- （3）住居の滅失
- （4）半壊、半焼等相当程度の住居の損害
- （5）一時的に居住することができない程度の床上浸水、土砂のたい積等による住居の損害

2 第6条の規定は、災害見舞金の支給について準用する。

（災害見舞金の額）

第17条 被災世帯に支給する災害見舞金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1）前条第1項第1号に掲げる被害を受けた場合 死亡者1人につき10万円
- （2）前条第1項第2号に掲げる被害を受けた場合 負傷者1人につき3万円
- （3）前条第1項第3号に掲げる被害を受けた場合 6万円
- （4）前条第1項第4号に掲げる被害を受けた場合 3万円
- （5）前条第1項第5号に掲げる被害を受けた場合 1万円